

相続税申告のご案内

埼玉県南埼玉郡宮代町中島 230-11

松村会計事務所

TEL 0480(33)0575

FAX 0480(34)1194

この度は、ご親族様のご逝去に対し、謹んでお悔やみ申し上げます。

お亡くなりになられた方の遺産の総額が基礎控除額を超える場合、相続税の申告と納税が必要になります。

相続手続きと相続税の申告につき、ご案内させていただきます。

1. 相続人の調査

被相続人に子供がいる時は、子と配偶者が相続人となります。

被相続人の調査と所有権移転登記のため、次の書類を準備して下さい。

1. 戸籍謄本 …… 被相続人及び相続人全員、各2通(主たる相続人以外は、本人のみ記載されている抄本でよい)。

被相続人については、生まれた時から載っている[原戸籍](ハコヰキ)も、
1通取り寄せて下さい

2. 住民票(本人のみ記載の抄本、本籍等すべて記載)
…… 被相続人の住民票の除票及び相続人全員、各2通
3. 印鑑証明書 …… 相続人全員、各2通

(遺産分割協議書に押印する際でもよいです。)

2. 相続財産の調査

(1) 財産

1. 不動産

市町村役場(税務課)より土地および建物の評価証明書 各1通を取り寄せて下さい。

被相続人の住所地以外にも不動産がある時は、その所在地の市町村役場にて評価証明書を発行してもらって下さい。

-

借地権がある時にはそれも調査して下さい。他人に貸付けている土地については、減額されますので調べて下さい。

借地がある場合、借地権が相続の対象となります。借地がある場合、調べて下さい。

また、東京電力の線下補償があるときはその契約書を用意して下さい（評価減のため）。

2. 死亡時の手元現金在り高

死亡直前に葬儀費用として預金引出しをしているときは、その現金も入ります。

被相続人の預金通帳（3年分ぐらい）と定期預金の証書を用意して下さい。
拝見し、コピーを取らせて頂きます。

金融機関より死亡日現在の残高証明を取り寄せて下さい。

たまたま、マル優などの関係で家族名義などになっている預金債券などは、相続財産に入りますので合わせて残高証明を取り寄せて下さい。

4. 有価証券、株式、投資信託、債券、農協出資金等

証券会社より死亡日現在の、預り株式などの明細および「相続株価評価額」を取り寄せて下さい。持ち株は、株主総会の案内状・配当金の支払い明細などで、正確な持ち株を確認することができます。

農家の場合は、農協への出資金がほとんどの場合があります。出資金残高証明書または、「出資配当金のお知らせ」にて確認してください。

5. 事業用、農業用財産、商品、売掛金、自動車等

青色申告決算書などで確認します。

自動車については、車検証のコピーおよび取得年月とおよその取得金額。

6. 家庭用財産

特に高価な財産、書画骨董などありますか。

7. 生命保険・保険契約の権利

受取金額の明細書を用意して下さい。相続人が受け取った生命保険金のうち、「500万円×法定相続人数」までは、相続税の課税対象となりません。

また、現在契約中の生命保険、損害保険で積立式のもの、例えば農協の建更、生命共

済などは、積立部分が相続財産となります。

損害保険会社、農協などで死亡日に解約した場合に戻る「解約返戻金相当額」の証明書の発行を依頼してください。

8. 退職金

相続人が受け取った退職金のうち、「500万円×法定相続人数」までは、相続税の対象となりません。

9. 電話加入権、立木、庭園設備など

10. 所得税の確定申告書の控（3年分）・生前贈与加算

なお、10年以内に土地の売却などがある時は、その売却代金が現在どのようになっているか調べて下さい。また、相続人が3年以内に被相続人より贈与を受けている時は、それも相続財産に加算されますので調べて下さい。（生前贈与加算といいます）

11. 相続時精算課税制度を利用し、被相続人から贈与を受けた方

相続税の申告で、精算を行いますので、贈与税の申告書を用意してください。

（2）債 務

1. 借入金、支払手形、買掛金、貸家などの敷金預り金

2. 固定資産税等未払税金（納付書を用意して下さい）、未払金、未払医療費（死亡後の医療費の支払明細）

3. 葬式費用（ただし、香典返し、墓地購入費用などは控除できません）

通夜、告別式までの葬儀費用が債務として相続財産から控除されますので、領収書を用意して下さい。領収書のないものでも、近所の方への清め、お寺へのお布施などは葬式費用に含まれます。なお、香典帳を拝見したいので用意しておいて下さい。

以上のように被相続人の財産と債務を調査し、相続財産を確定します。

3. 財産の評価方法

1、評価の原則は時価

2、土地の評価方法

イ、路線価方式（主に市街地の土地）

ロ、倍率方式（主に、調整地域の土地）

3、小規模宅地の評価の主なもの

【 特定居住用宅地等 240平方メートルまで 】

① 被相続人と同居していた家族が引き続き住居している場合など 80%

② 上記以外 50%

【 事業用宅地等 居住用との選択で400平方メートルまで 】

① 被相続人が営んでいた事業を引き続き営んでいる場合など 80%

② 上記以外 50%

4、建物の評価

固定資産税評価額を基に評価します。

4. 農地の納税猶予の特例手続

この特例はいろいろ条件もあり、有利不利の点でも何とも言えない面もありますが、特例を受けようとするときは農業委員会への手続をします。

また農家の場合は、農機具、米の在庫なども相続財産となりますので調べて下さい。

5. 準確定申告書の提出

死亡した年の1月より死亡日までの、所得に対する準確定申告書を相続開始後4カ月以内に税務署に提出します。

6. 遺産の分割

遺言書がある時は、それに従い遺産分割を行います。遺言書がない時は相続人全員により協議の上、**遺産分割協議書**を作成します。遺産の分割により、相続税も変わります。また、将来の相続の発生のこととも考慮し、分割する必要があります。相続人の皆様で十分協議の上決定してください。

7. 相続の登記

不動産については、遺言又は遺産分割協議に基づき、相続登記をします。

登録免許税は、固定資産評価証明の1,000分の4です。

8. 相続税の申告と納税

相続が開始してから、10ヶ月以内に、申告と納税をします。

なお、納期限までに金銭で納付する事を困難とする事由がある時は、条件等により最高20年以内の延納をする事もできます。この場合は土地等に抵当権を設定しなくてはなりません。

また 物納制度もあります。

9. 相続税がかからない場合

正味の遺産額が次の算式で計算した額以下である場合には、相続税はかかりません。（遺産にかかる基礎控除といいます。）

5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数

【計算例】 相続人が妻と子供2人の場合

5,000万円 + 1,000万円 × 3人 = 8,000万円

したがって、課税価格の合計額が、遺産にかかる基礎控除額以下である場合には、相続税の申告もする必要がありません。

しかし、小規模宅地等の課税の特例を適用したことにより課税価格の合計額が、遺産にかかる基礎控除額以下となる場合には、相続税の申告が必要です。

また、配偶者控除を適用して、相続税がかからなくなる場合も、課税価格の合計額が基礎控除額を超えている場合には、相続税の申告をする必要があります。

10. 税理士法の書面添付制度について

松村会計事務所では、相続税の申告書に「税理士法第33条の2による書面添付」を実践しています。平成14年の税理士法の改正により、新書面制度となって以降全ての申告書にこの書面添付を実践している事務所です。

より正しく・より有利に申告納税を実践し、税務調査が少なくなるように、申告内容を詳しく書面として記載し、申告書を作成しております。

それ故、事前にチェックする項目が多くなり、納税者の皆様にお手数をおかけすることもあるかなと思いますが、ご協力をよろしくお願い致します。

書面添付について詳しくは、次の国税庁の ホームページ アドレス を参照してください。

<http://www.nta.go.jp/sonota/zeirishi/zeirishiseido/kentokai/02.htm>

1 1. 専門士業の先生と提携して、手続きを進めます。

相続手続き、相続税の申告にあたっては、それぞれの専門士業の事務所と提携して進めさせていただきます。

不動産登記 提携している優秀な司法書士事務所へ土地・建物の相続登記手続きを依頼します。費用は、登録免許税 固定資産評価証明の1, 0 0 0分の4
司法書士報酬 評価額 筆数 相続人の人数などにより異なりますが、おおよそ 5万円から15万円程度です。

家庭裁判所への手続き 相続人に未成年者、所在不明の相続人がいる場合などは、提携している司法書士へ

提携弁護士へ 相続などのトラブル その他必要な場合は、提携している弁護士先生をご紹介致します。

相続専門税理士 複雑な事案、相続財産が大きい事案については、相続専門の先生と私どもと一緒に不動産の評価・申告書作成を進めます。また、申告書提出前には、チェックを依頼します。

これらの費用は、私どもが頂く報酬の中より支払いますので、依頼者への負担は一切ありません。ご協力をよろしくお願い致します。

1 2. 松村会計事務所への申告手数料はどのくらい？

相続税申告手数料は、遺産の総額により、下記のようになります

(1) 基本税務代理手数料

遺産の総額	8,000万円未満	400,000円 (税込)
	1億円未満	500,000円 (税込)
	2億円未満	700,000円 (税込)
	3億円未満	900,000円 (税込)
	5億円未満	1,300,000円 (税込)
	5億円以上	応相談

※ 上記の基本金額は、相続人が一人の場合です。財産を相続する人が2人以上の場合には、当該報酬額の100分の10を1人増すごとに加算します。

【 計 算 例 】

遺産総額9500万円で共同相続人3人の場合

・請求額 $50万円 + 50万円 \times 20\% = 60万円$
消費税 5% 3万円 合計 63万円

- ※ 上記の料金は、相続全般の相談、相続手続き、相続税の申告書及び申告に伴う書類の作成から提出まで含まれております。
- ※ なお、相続手続き受託時に内金として21万円いただきたく、よろしくお願い申し上げます。
- ※ 納税猶予制度を利用する場合は、農業委員会手続きのため、別途申請報酬が必要です。
- ※ 物納制度を申請する場合は、別途物納申請手数料が必要です
- ※ 申告手数料は、財産評価が複雑、遺産分割決定がなかなか決まらない時など加算させていただく場合があります。

なお、相続税の申告手続きは、大変複雑で時間がかかります。ご協力をよろしくお願いいたします。

相 続 税 申 告 の た め に 用 意 す る 書 類 の 一 覧 表

年 月 日

様

1. 被相続人（ 様）の原戸籍謄本 1通.....□
2. 相続人（ 名）の戸籍謄本（抄本でも可） 各2通.....□
3. 被相続人（ 様）の住民票の除票 2通.....□
4. 相続人（ 名）の住民票（抄本・本籍等すべて記載） 各2通.....□
5. 相続人の印鑑証明書..... 各2通.....□
6. 土地・建物の固定資産評価証明書（役場税務課にて） 各1通.....□
7. 預金残高証明書（ 年 月 日現在） 各1通.....□
8. 借入金残高証明書（ 年 月 日現在） 各1通.....□
9. 電話加入権（ 局 番） □
10. 自動車の車検証のコピー □
11. 農機具等の固定資産の明細..... □
 いつ買ったか（取得年月） 何を買ったか（名称）
 いくらで買ったか（取得価格）
12. 農協 出資金の残高証明書 □
13. 保険会社・農協 積立式生命保険・損害保険の「解約返戻金相当額」の証明書
14. 納税通知書 市町県民税・固定資産税・国保税その他..... □
15. 所得税の確定申告書控え（ 年分） □
16. 生命保険金の支払い通知書..... □
17. 退職手当金等受給者別支払調書..... □
18. 遺産分割協議書..... □
19. 葬式費用の領収書..... □
20. 税務署より送付されて来る申告書の用紙..... □
21. その他

23.5月